

CHAPTER 6

“FREE RIDERS, ORPHAN AND EXISTING PRODUCTS”

フリーライダー、生産者不在製品、既存製品

6.1 イントロダクション

どんな EPR 計画においても議論する必要のある 3 つの重要な問題点

- ・フリーライダー：EPR の主体で、適切な費用を払わずに EPR によって利益を受ける者
- ・生産者不在製品：EPR の対象にあり、生産者が倒産、または他の理由で現在存在していない製品
- ・既存製品：EPR が導入される前に設計され、そして/あるいは市場に出回っている製品

6.2 フリーライダー

EPR のすべての参加主体（消費者、生産者、輸入業者、小売業者、収集業者、リサイクル業者）が何らかの方法でフリーライドする可能性がある。

フリーライドに取り組む際の注意点は、

- ・トレードオフの関係 有効性 $\longleftrightarrow$ 管理費
- ・公平性の問題

→フリーライドの規模が金銭的に EPR の実行可能性を脅かさない時に、公平性の問題が浮上する場合がある。（フリーライダーは競争上有利であるから。）

<フリーライドの程度>

EPR の構想（選択される手段や手段の組み合わせ）や、製品の種類によって異なる。

- ・多くの企業が生産・輸入している製品の引き取りシステムは、より少ない企業が参加する市場の引き取りシステムよりもフリーライドが起こる可能性が高い。
- ・多くの生産者（容器製造業者、ブランドオーナー、卸売業者、小売業者など）が、長い生産連鎖に関わっている場合、フリーライドの可能性が高く、より複雑。



より集中した、そして/あるいは 縦に融合している産業では、フリーライダーは少なく、容易に取り組める。 Ex) 電気業界、ガソリン業界

＜引き取り・リサイクルシステムの中でのフリーライドの例＞

- ① 生産者/輸入業者/詰め込み業者が、EPR の対象である製品の、市場に出回っている量を少なく申告したり、あるいは全く EPR に登録されない場合。
- ② 生産者/輸入業者が、EPR 費用（リサイクル費用）が安い管轄区で費用を払い、EPR 費用の高い管轄区で製品を売る。
- ③ 収集業者が、EPR システムの中で支払いがなされた製品と、そうでない製品を混ぜてしまう。
- ④ 消費者が、EPR によって与えられた、指定された回収容器に、EPR の対象ではない製品を捨てる。
- ⑤ リサイクル業者が、リサイクル費用をもらいながらも不法投棄する。

＜フリーライドを減らす方法＞

＊既存 EPR の例

ドイツの DSD

問題点 1 消費者が指定された回収容器を間違えて捨ててしまう。… ④、③

背景 ドイツでは、DSD の利用は義務ではなく、リサイクルの実行のみが義務づけられているため、仮に、ある企業が DSD を利用せず、名目的な回収方法を準備した場合、大部分の消費者はグリーンドットを認識せずに DSD の回収箱に投棄してしまう。

解決策 ・廃棄物収集業者のインセンティブ構造の変化
・同業者の圧力を助長する

（以前）収集業者は、回収された容器の重さに応じて支払いをうけていた



（現在）回収された容器のうち、回収されるべきだったものの分に対してのみ支払いをうける。 → 不適切な容器を除こうとするインセンティブが働く。

問題点 2 生産者が市場に出した容器の量を少なく報告する。… ①

解決策 ・DSD と小売業者の合意
小売業者が供給者に製品の代金を支払う時に、監査されたグリーンドットの明細書を提出していない供給者への支払いからグリーンドットの料金を差し引く。

フランスのエコアンバージュ

・ゴミをきちんと分別している自治体には、助成金を与える。… ③

[従順メカニズム]

- ・ 同業者の圧力による経済的インセンティブ（同業者による報告、モニタリング）
→生産者によるフリーライドをなくすのに大きな役割を果たす
- ・ 法律の施行 →公平性を保証
- ・ 市場に出回っている数量のランダムな監視

生産者や PRO は、同業者の圧力、モニタリング、自己報告、制裁、PRO からの排除によってフリーライダーを対処できる。

しかし、このような方法は、EPR 体制の外に潜んでいるフリーライダーに対しては効果がない。 Ex) グリーンドット政策における収入の大きな不足やコストの増加



- ・ 政府の介入

PRO が手を尽くした場合に、PRO に参加していない者やその他のフリーライダーの遵守を維持するため。

生産者だけでなく、消費者に対しても遵守要求を確立できる。

生産者に対して → システムを騙しているとわかった生産者の公開

消費者に対して → 政策情報の広い普及で消費者の理解を深める。

- ・ コスト削減

6.3 生産者不在製品と既存製品

<廃棄管理費の問題>

生産者不在製品 ・ 誰が廃棄管理費を払うのか

既存製品 ・ EPR の目的を考慮して設計されたものではないので廃棄管理費が高い

→これらの問題は、さらに費用の割り当ての公平さについての懸念を生じさせる。

<問題の大きさ>

- ① 未完成の製品の数
 - ② 廃棄管理費
 - ③ 製品の寿命
 - ④ 売り値に比べての、生産者不在製品や既存品を対処する費用
 - ⑤ アクターの数
- によって異なる。

<扱い方の決定>

生産者不在製品 ・ 誰が費用と責任を負うかに対しての政治的な決定

既存製品 ・ 政策の目的による。

1、廃棄時管理に関して将来的な設計の改善を推し量ることが目的

→ 既存製品を扱う必要はない

2、製品の廃棄から生じる問題にできるだけ早く取り組むことが目的

→ 既に消費者の手に渡っている製品に対して誰が責任を負うのか決定する必要がある。

製品のタイプや性質も影響する。

6.3.1 生産者不在製品と既販売済み製品を取り扱う財政の選択肢

a) 前払い処分料金 (Advance disposal fees) : 年金型

新製品に課された料金 → 既に中古市場にある同類製品の廃棄管理資金

(現在の収入=現在の支出)

既に中古市場にある製品の出元を生産者が無視するならば、生産者不在製品と既販売済み製品の扱いに使用できる。

欠点①: 新製品に課された処分料金と捨てられた特定の製品の取り扱い費用との間の直接的な結びつきを確立することが複雑。

⇒ ・ 価格メカニズムは、同じ製品のさまざまな銘柄の廃棄管理の関連費用について市場に合図を送らない。

・ コストの内部化はおおよそ。

なぜなら、料金の大きさは、将来の製品でなく既販売済み製品のストックの管理に関係する現在のニーズによって決定されるから。

・ 標準的な処分料金の設定→生産者はより安い廃棄管理の提供による競争ができなくなる。

→ 環境的デザインやリサイクル性を増進する経済的インセンティブが限られる。

= PRO を通じて運営される購入システムの時の料金

欠点②: 基金を出している世代と費用の **pattern** との間に **mismatch** がある。

→ 時を越えた収入と支出を平均して調整する必要がある。

・ 既販売済み製品の処分問題を扱う必要について賛同が多い→消費者の賛同得やすい

b) 購入時支払い料金：一対一対応型

経済的視点からみると、製品の新しい売上の狭い税基盤（**narrow tax base**）を、既販売済み製品の廃棄管理の資金に、より早く使うと強調する価値がある。

政府は **Larger tax base**（一般課税からの収入の利用）も可能。

例外：新しい冷蔵庫や車のような製品にコストをかけさせることが売上をゆがめ、押し下げる場合。

→環境的に好ましい技術またはより環境と共存できる製品の導入が遅れる。

- ・ 製品の最終処分の前金として課された料金
→車のような製品（移動と最終処分システムが既に存在している）の場合に機能。
- ・ 生産者が資金のための **EPR** 料金の収入の保管も含めて廃棄管理に個々の責任をとる場合
生産者が事業を破産するときは、生産者不在製品を残す。
→その物理的及び財政的責任は残りの生産者あるいは、地方当局に割り当てられる必要がある。
- ・ **EPR** システムは「倒産しかけている（**disappearing**）」企業の追跡を許可する必要がある。
→廃棄製品の管理の支払いを回避することは容易にはできない。

BOX 1 1 日本の家電リサイクル法

使用済み製品の流れ

消費者 → 小売業者 → 製造業者・輸入業者
リサイクル料金の支払い 引き取り リサイクル

↓ **authorised entities** にリサイクル委任できる。

生産者不在製品のリサイクルも義務。

- ・ **PRO**、信託資金または政府を通じて共同出資した処理料金 → 企業が破産または他の理由で消えたときでも失われない。
* 偶発的な赤字と共に、収入、支出のタイミングの平均を見積もる問題

c) 最終所有者が支払う

引き取りを指示したり製品が小売業者／製造業者に戻される時に消費者に廃棄管理の料金を課す。

※ 前払い料金の潜在的ロスあるいは悪用を避けられる。

残りの生産者または **PRO** が生産元会社がないメーカーの製品の引き取りに賛同するならば、生産者不在製品も取り扱える。

- ・ 購入時に料金を書き添えれば、販売時点で消費者に彼らが廃棄時に支払うであろう実際の料金を知らせることができる。
- ・ 料金の支払い→消費者に不法投棄または埋立てを増やす製品の返却をやめさせる
↑ 起こりうる可能性を決める。
 - ・ 消費者の責任の自覚
 - ・ 不法な投棄または埋立てに対する罰金（普通のゴミ捨て場に廃棄物を放置することへの規制のレベル）のレベル
 - ・ 使用済み製品の返却のたやすさと費用
- ・ 規制行動→・製品の不法投棄の回避
 - ・ 道路わきへの製品の放置や、地方自治のゴミシステム内で不法に製品を放置することによる消費者のフリーライドをやめさせる。
- ・ 消費者の利便性はプログラムの重要な決定要素

d) 保険（金）

生産者不在製品問題を扱う方法

PRO または政府当局が、十分に基金が出されていない廃棄管理責任の能力（EPR の費用に貢献していない生産元会社の生産者不在製品に対する支払いのリスク）に対して保険をかける。

- ・ PRO が集約的な産業界に広い責任を持ち、製品が購入されときの生産者の支払いによって基金が出される場合に考えられる。
- ・ 生産者は、まだ市場にある製品の廃棄管理の費用をカバーする契約の公示
複雑な要因 → 生産者よりも消費者が製品の寿命を決定するので、
契約の条件の管理と積立金支払いの流れが難しい。

e) 段階的な導入（phase in）

既販売済み製品の廃棄管理について公平性についての問題があり、前払いは実行可能に考えられないとき、他の選択肢はEPRに段階的な導入をして費用を徐々に消費者に関係させていくことである。

- ・ EPR政策が効果的になる日の公表
→政策目標が既販売済み製品の処分よりも新しい製品のデザインに関係しているときに適するであろう。
- ・ EPR政策の実行に明確な準備期間を与える→既販売済み製品に現行のEPR方法内で扱われる時間を許している。製品の寿命に影響される。

6.4 まとめ

フリーライダー

1. フリーライダーを強制的に完全に抑えることは、フリーライダーを最小限にする管理費を正当化するほどの十分な環境便益は生まれない。
2. ある EPR 計画がフリーライダーを対処できるかどうかは、代替的な EPR システムや EPR に代わる政策を考える時に、重要な要因となる。
3. 同業者の圧力やフリーライダーの公表は、フリーライドの情報の公開に役立つ。
4. EPR 計画のコストを削減することは、EPR への参加を増やす。
5. 政策決定者や PRO は、EPR 計画の最終目標や目的と一致していること、また経済全体の効率性と両立していることを確かめるために、様々な価格構造や法の義務を通して EPR 計画の中で影響する様々なアクターに生じるインセンティブを分析する必要がある。
6. 強制的な EPR 計画の下では、EPR の責任を実行する生産者に公平性を保証するために、フリーライダーに対する法律の施行は必要とされる場合もある。

生産者不在製品と既販売済み製品

1. EPR 計画が導入された時に既に存在している製品や、廃棄時に製造元の会社がない製品をどのように扱うか、という問題は、特に長寿の製品のケースで重要である。
2. EPR 計画に、既に市場に出回っている製品を含めるかどうかは、EPR 政策の目的によって異なる政治的な決定である。
4. 購入時に支払われる新製品の料金は既販売済み製品の問題の取り組みに使われる。しかし、これは使用済み製品の廃棄管理の財政負担が新製品の生産者と消費者に課されることを意味する。
5. 購入後の最終所有者支払いは既販売済み製品や生産者不在製品の基金出資の選択肢である。生産者不在製品の問題に対して保険をかけるのは可能だろう。
6. 受け入れと公平性を増すためには、時を超えて義務を段階的に導入するのが適切だろう。

参考文献：「地球環境問題と企業」山口光恒 2000

「21 世紀・世界のリサイクル」 日本貿易振興会（ジェトロ）1999

山口ゼミ第 5 期家電パート論文